

令和7年2月28日

(公社) 全日本鍼灸マッサージ師会 保険委員会

## **【速報】 あはき施術所向け マイナ保険証対応の情報**

令和7年2月28日、社会保障審議会あはき専門検討委員会が開催され、マイナ保険証読取り体制整備について以下の施策が厚労省から示されました。

①令和7年4月以降

- ・ 機器購入についての補助金（41,000円上限）の期間延長
- ・ 導入済みの施術所に対し5万円の協力金支給

②令和8年1月以降

- ・ 未導入施術所に対する集団指導実施

③令和8年12月以降

- ・ 「やむを得ない事由」に該当せず未導入の施術所の受領委任の取扱い中止

※マイナ保険証読取り体制の整備は受領委任契約の義務となっております。

お早目の導入をお願いいたします。